

11. 小型武器問題

第62回総会小型武器決議案仮訳

総会は、

- 2001年12月24日採択の決議56/24V、2002年11月22日の決議57/72、2003年12月23日の決議58/241、2004年12月3日の決議59/86、2005年12月8日の決議60/81及び2006年12月6日の決議61/66を想起し、
 - あらゆる側面における小型武器の非合法取引に関する国連会議にて採択された、あらゆる側面における小型武器非合法取引の防止、除去および撲滅のための行動計画の、継続的かつ完全な履行の重要性を強調し、
 - 加盟国による、行動計画の実施に関するナショナル・レポートの自発的な提出への努力を歓迎し、
 - 国連小型武器行動計画の実施にかかる地域及びサブ地域の努力に満足を以て留意し、小型武器の非合法取引への取組に関係する供給及び需要の要因への取り組みを含むこれまでの進展を賞賛し、
 - 行動計画の実施にかかる、加盟国への支援を行うNGOの努力を認識し、
 - 国連小型武器会議のフォローアップの一部として、国家、地域及びグローバルレベルでの行動計画の実施を議論する加盟国間の会合が隔年で開催されると合意されたことを想起し、
 - 小型武器の非合法ブローカリングが、国際社会が緊急に取り組むべき重大な問題であることを認識し、
 - 被害国に対する国際協力と支援を促しうる定期的なナショナル・レポートの重要性に留意し、
 - 決議61/66の履行に関する事務総長の報告を銘記し、
 - 2006年に開催された国連小型武器行動計画履行検討会議において、国際社会があらゆる側面における小型武器非合法取引を防止、削減、撲滅する活動における措置の主要な骨格として、行動計画への各国のコミットを強調した事実を歓迎し、
 - 事務総長から総会に提出された、あらゆる側面における小型武器非合法取引に関する問題を扱った報告書を銘記し、
- (1) 行動計画の成功裏の実施のための国連、国際機関、地域・サブ地域機構、NGO及び市民社会等を含む全てのイニシアティブを従憑するとともに、全ての加盟国に対し、行動計画の国家、地域、グローバルレベルの更なる履行を呼びかける。
 - (2) 加盟国に対し、トレーシング国際文書の実施、特に事務総長へのコンタクト・ポイントの名前、連絡方法や製造、輸入刻印の具体的方法等の情報提供を通じた実施を呼びかける。
 - (3) 総会決議60/81に基づき設立された非合法小型武器ブローカリング政府

専門家会合により総会に提出された報告書を銘記し、報告書中の勧告の実施を奨励する。

- (4) 行動計画フォローアップとして、行動計画の国家・地域・グローバルレベルの実施を検討する次回隔年会合が2008年7月14～18日にニューヨークで開催されることを決定する。
- (5) トレーシング国際文書の実施を検討する加盟国の会合が隔年会合の枠内で開催されることを想起する。
- (6) 加盟国に対し、次回隔年会合前に、行動計画やトレーシング国際文書の実施に関わるナショナル・レポートを提出することを奨励し、また事務総長に対し、加盟国より提供あったデータや情報を取り纏め配布するよう要請する。
- (7) 非合法小型武器ブローカリングの防止、除去及び撲滅への努力並びに国際協力の促進に向けた行動に関わる情報を、任意で、ナショナル・レポートに盛り込むことを奨励する。
- (8) 行動計画実施の検討に際し、あらゆる側面における小型武器非合法取引の優先課題やトピックを明確にし、また実施における困難点や好例を取り上げる隔年会合を最大限活用することを呼びかける。
- (9) あらゆる側面における小型武器非合法取引には、国家、地域及び国際レベルにおいて、小型武器の非合法的な製造、移転、流通の防止、除去及び撲滅に向けた協調した努力が必要であること、ならびに、その世界の広範な地域への拡散が、人道及び社会経済の多大な面において影響を及ぼし、また、個人、地方、国家、地域、国際レベルにおいて、平和、和解、安全、安全保障、安定、持続可能な発展への深刻な脅威となっていることを強調する。
- (10) 国家調整の機関、組織及び制度の強化を通じ、国家レベルでの行動計画履行を促進する必要性を強調する。
- (11) 国際社会による国際協力・支援に係るイニシアティブは、国家、地域及びグローバルなレベルでの履行の努力に必要不可欠で、補完的であるという事実を強調する。
- (12) 行動計画の実施を促進し、国際協力・支援をより効果的にするため、国家のニーズと現存資源のマッチングを行うため、存在しないところでは、効果的な協調メカニズムを関心国間で作る必要性を認識する。
- (13) 加盟国に、支援国や地域・国際機関からの国際協力や支援を必要とし得るニーズ、優先事項、ナショナル・プランやプログラムをつじつまのあった明確なものにするよう検討することを懇請する。
- (14) 市民社会や関係機関もまた、行動計画履行に向けた国家及び地域レベルにおける加盟国との協力と作業を強化することを懇請する。
- (15) 事務総長に対し、本決議の履行状況を第63回総会に報告するよう要請する。
- (16) 第63回総会の議題案に「あらゆる側面における小型武器の非合法取引」を含めることを決定する。